

ポカコロ だより

—— 実際に対応した複数の相談から構成し、内容を一部変更して作成しています ——

小学生の相談者 Aさんのクラスでは、BさんとCさんがリーダー的な子で、クラス委員も担当し、日頃から担任の先生に、とても頼りにされています。

ある日、Aさんは自分のはさみとのりをBさんとCさんに勝手に使われてしまい、嫌な気持ちになりました。その思いを担任の先生に伝えたかったのですが…。

ある日の
お電話…

1 先生に、勝手に使われてしまったことを伝えると、「借りたつもりだったんじゃないかな？」と言われてしまったんです。それで、嫌な気持ちになったことを言えませんでした。

相談者Aさん



2 聴かせてくれて、ありがとう。電話でも相談できますが、よかったら相談室に来てみませんか。一緒に考えましょう。

相談・調査専門員



Aさんは相談室へ行って、困りごとを話してみました

Aさんのお気持ち、よくわかりましたよ。嫌な気持ちになったことを言えず、つらかったですね。本当は、先生にその思いを伝えたかったのかな？

子どもオンブズマン



4 はい…
そうです…

相談者Aさん



わかりました。相談室では、その思いを一緒に学校へ伝えたり、代わりに伝えたりできます。大人の考えで勝手に進めるのではなく、あなたの思いを大切にします。

子どもオンブズマン



6 先生へ伝えに行ってください。

相談者Aさん



子どもオンブズマンは学校へ行って校長先生・担任の先生と話しました／Aさんに報告して様子を聞きました

7 学校へ行って、Aさんの気持ちを担任の先生に話してきましたよ。その後、どうですか？

子どもオンブズマン



8 担任の先生が、ゆっくり話を聴いてくれました。それから先生は、BちゃんCちゃんにしっかり注意してくれるようになりました！BちゃんCちゃんも、ごめんなって言うてくれたんです。

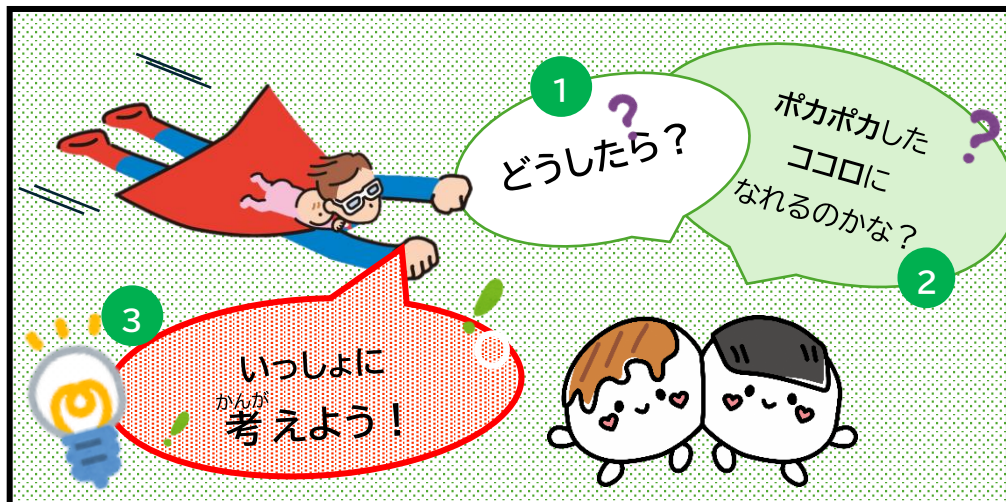
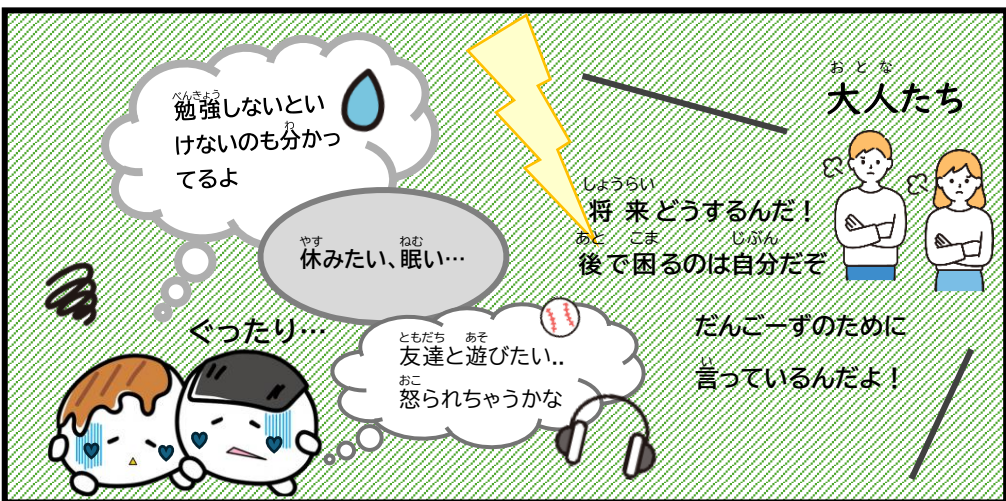
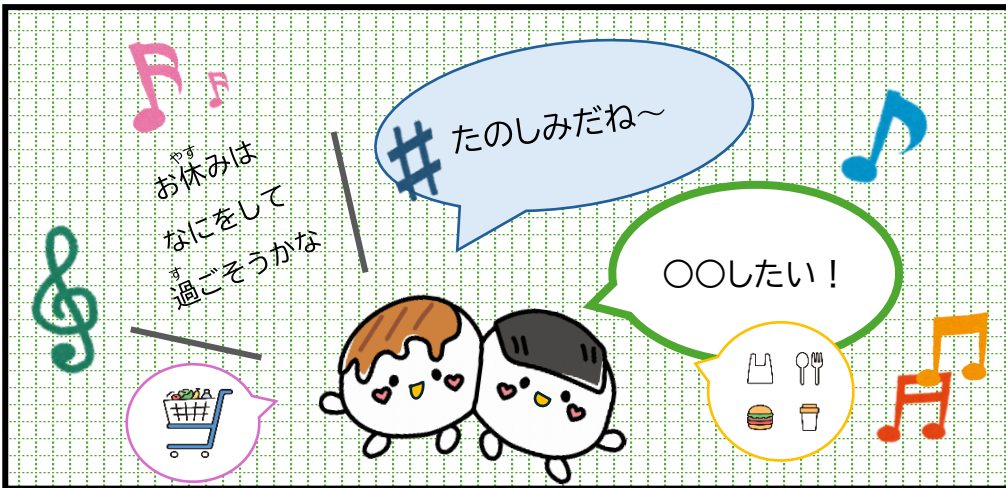
相談者Aさん



9 Aさんが、学校で安心して過ごせるようになって、よかったです。

子どもオンブズマン





おやおや、
だんごーずが何か話しています

…あら?
でも、なんだかとてもいそがし
そうです

つかれてしまっただんごーず、
大人たちの言い分にも、理由がある
みたいですね…

あつ!
子どもオンブズマンだ!

こ けんり かん じょうれい だいきゆうじょう こ 子どもの権利に関する 条例 第九 条 (五)

「子どもの権利」は、国と国との約束として「条約」で定められて
いるよ。約束をした国は、子どもたちの権利を守るための
取り組みを進めたり、決まりをよくしたりする必要があるん
だ。

日常に目を向けてみよう。子どもが学ぶために大人が色々
考えることはとても大切だけど、
それが子どものためになっていない
こともあるかもしれない。

中野区子どもの権利に関する
条例 第九 条 (五) では、
子どもの「学び」とともに、
「休み、遊ぶ権利」を
保障しているよ。そして、大人は、
子どもが学んだり、体やこころを休めたり、
ゆとりを持って、年齢にあった遊びやレクリエーション活動をし
たりするために必要な環境を整えると定めているんだ。

子どもが子どもらしく、
自分らしくのびのびと育つために、
遊びやレクリエーション、睡眠や休息はとても大切なんだ。

なかのくこ おんぶずまん
中野区子どもオンブズマン

こうこういちねんせい しょうがくいちねんせい つづ
高校一年生のAさんは、小学一年生から続けているスポーツがあります。
今は、そのスポーツがさかんな高校に入学して部活に入っていますが、朝早くから、放課後も夕方遅
くまで練習があり、毎週末のように試合があつて、休む時間が全くありません。

そのため、疲れで怪我をしやすくなったり、授業に集中できなくなったり、
気分が落ち込んだりしていました。でも、Aさんは、「休みたいなんて言って、先生や部員にサボって
いると思われたらイヤだな。」と思ってしまい、何も言えずにいました。

あるとき、Aさんは、子どもの権利に「休み権利」(第三十一条)や
「自分に関わるすべてのことについて意見を聴かれ、その意思を大切にされる権利」(第十二条)
があることを知り、少し、ホッとしました。

そして「休み権利や意見を大切にされる権利は、自分にも、仲間たちにもあるんだな。
自分たちの考えや気持ちも大事にしてほしいな。どうしたら皆にとってよりよい形で
部活動ができるか、仲間や先生と話し合ってみよう。」と考えるようになりました。

※参考資料 (公社)セーブ・ザ・チルドレンホームページ「こどものケンリのおはなし」

なかのくこ おんぶずまん
中野区子どもオンブズマン

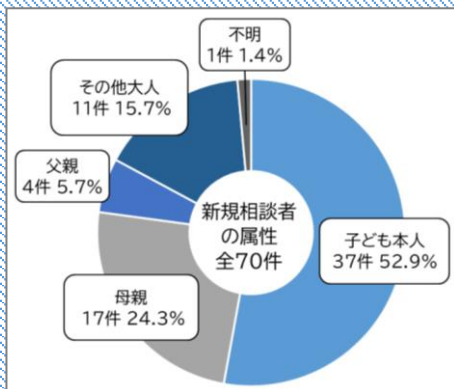
こ けんり じょうやく だいさんじゅういちじょう 子どもの権利条約 第三十一条



れいわ ねんど こ
令和5年度 子どもオンブズマン



こ そうだんしつ かつどう ほうこく
子ども相談室 ポカコロの活動を報告します



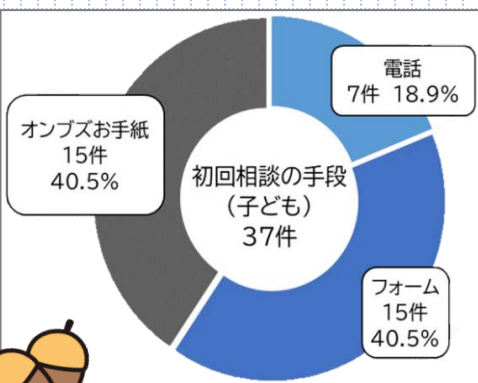
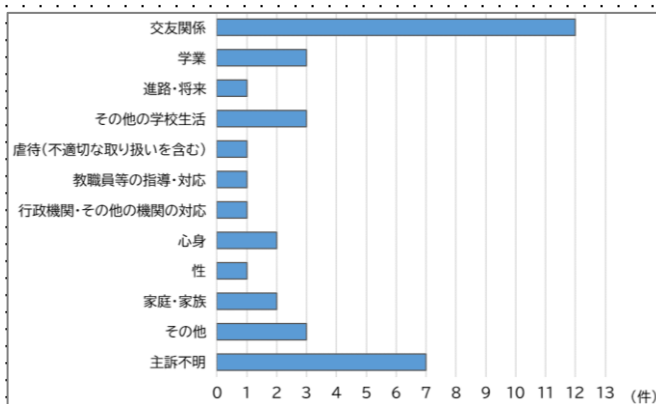
しんき そうだん やくはんぶん こ しょう こう そうだん
新規の相談の約半分が子ども(小1~高2)からの相談
でした。「話してよかった」と思ってもらえるように、
相談室では、子どもの気持ちを丁寧に聴くことを大切に
しています。



そうだんまどぐち そうだん ちょうさせんもんいん
相談窓口では相談・調査専門員が
みな はな き
皆さんのお話しをお聴きします

こうゆうかんけい がくぎょう た がっこうせいかつ
「交友関係」「学業」「その他の学校生活」
かぞく かてい こころ さまざま
「家族・家庭」「心」のことなど、様々な
相談をいただきました。

こ
子どもがどんなこと
はな
でも話せるんだね



そうだん ほうほう えら
相談しやすい方法を選ぶことができます

こ そうだん こ てがみそうだん
子どもからの相談には、「子どもオンブズマンお手紙相談(オ
ンブズお手紙)」「メール相談フォーム」が多く利用されました。
てがみ そうだん おお りよう
「電話」や「手紙(オンブズお手紙も含む)」、「メール」や「メール
相談フォーム」、「来室」、「訪問」など、皆さんが相談しやすい
ほうほう えら そうだん
方法を選んで相談をすることができます。



フリーダイヤル

0120-463-931

げつようび どのようび ごせん じ こころ じ
月曜日~土曜日 午前11時~午後7時

にちようび しゅくじつ ねんまつねんし がつ にち がつ にち やす
※日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです

✉ kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

中野区子ども相談室 ポカコロ

LoGo フォーム



そうだん
相談フォーム
はこちら

区HP



HP も
みてね

てがみ
お手紙はこちらへ



〒165-0027 中野区野方 1-35-3 教育センター分室3階 子ども相談室「ポカコロ」

JR 中野駅から歩いて約20分 大新横丁バス停から歩いて約2分